（国民年金法施行規則の一部改正）

第二条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

第一条第二項第三号を次のように改める。

三　削除

第一条第二項第五号中「年金給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものに限る。）」を加え、同項第六号中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」を「厚生年金保険法」に改め、同項第二十四号の次に次の五号を加える。

二十四の二　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の規定による年金たる給付の支給に関する事務

二十四の三　平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による年金たる給付の支給に関する事務

二十四の四　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）をいう。以下同じ。）の規定による年金たる給付及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定による年金たる給付の支給に関する事務

二十四の五　平成二十四年一元化法附則第六十五条の規定による年金たる給付の支給に関する事務

二十四の六　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）をいう。以下同じ。）の規定による年金たる給付及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による年金たる給付の支給に関する事務

第二条第一項第七号中「被用者年金各法の被保険者、組合員若しくは加入者」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）、法第三条第二項に規定する共済組合（以下単に「共済組合」という。）の組合員若しくは私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）」に改め、同条第二項第三号中「法第三条第二項に規定する共済組合（以下単に「共済組合」という。）」を「共済組合」に、「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）」を「私学教職員共済制度の加入者」に、「又は加入者」を「又は私学教職員共済制度の加入者」に、「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

第六条の二第一項各号列記以外の部分中「厚生年金保険の被保険者」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）」に、「当該被保険者」を「当該第一号厚生年金被保険者」に、「又は加入者」を「又は私学教職員共済制度の加入者」に改め、同項第二号及び同条第二項第二号中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号厚生年金被保険者」に改める。

第六条の三第一項中「又は年金保険者たる共済組合等に係る組合員若しくは加入者（国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合の組合員その他の年金保険者たる共済組合等にあつては、当該共済組合等の組合員又は加入者をいう。以下同じ。）」及び「又は年金保険者たる共済組合等に係る組合員若しくは加入者」を削り、「厚生年金保険の被保険者」を「引き続き第一号厚生年金被保険者」に、「引き続き厚生年金保険の被保険者」を「及び年金保険者たる共済組合等に係る組合員又は加入者」を「及び実施機関たる共済組合等（法第五条第一項第九号に規定する実施機関たる共済組合等をいう。以下同じ。）に係る組合員又は加入者（国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会にあつては当該連合会を組織する共済組合の組合員をいい、日本私立学校振興・共済事業団にあつては私学教職員共済制度の加入者をいう。以下同じ。）」に、「同一の年金保険者たる共済組合等に係る組合員又は加入者」を「同一の実施機関たる共済組合等に係る組合員又は加入者」に改め、同項第三号中「又は年金保険者たる共済組合等に係る組合員若しくは加入者」を削る。

第六条の四第一項第三号中「第五条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第六条の五第一項第四号中「被用者年金各法に基づく老齢給付等」を「厚生年金保険法に基づく老齢給付等（以下この条において「厚生年金保険法に基づく老齢給付等」という。）」に、「当該給付」を「当該老齢基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齢給付等」に改め、同条第二項第二号中「法第七条第一項第一号に規定する被用者年金各法に基づく老齢給付等」を「厚生年金保険法に基づく老齢給付等（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」に、「当該給付」を「当該老齢基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齢給付等」に改める。

第十条中「第一号被保険者及び第三号被保険者に交付する」を削り、「法第十三条第一項の国民年金手帳」を「法第十三条第一項（法附則第五条第四項において準用する場合を含む。）」に改め、「第二号被保険者（厚生年金保険の被保険者である者に限る。）に交付する」を削る。

第十五条第一号中「厚生年金保険の被保険者である者」を「第一号厚生年金被保険者」に改める。

第十五条の四第一項中「厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第十二条の二の規定による厚生労働大臣の」を「厚生年金保険法第三十一条の二の規定による」に改め、同項第一号ロ中「（共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者としての期間を除く。（次項第二号において同じ。）」を削り、「厚生年金保険法施行規則」の下に「（昭和二十九年厚生省令第三十七号）」を加え、同条第二項中「、同項」を「、法第十四条の五」に、「における同条」に、「同項各号」を「前項各号」に改め、同項第一号中「共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者としての期間を除く。）」を削り、同項第二号中「すべて」を「全て」に改める。

第十六条第一項第三号ハ中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号厚生年金被保険者」に、「同法」を「昭和六十年改正法」に改め、同項第六号ニ中「国家公務員共済組合法、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法の長期給付に関する規定、昭和六十年国家公務員共済改正法」に、「又は」を「若しくは」に改め、「年金たる給付」の下に「又は平成二十四年一元化法附則第六十五条の規定による年金たる給付」を加え、同号ホ中「地方公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法の長期給付に関する規定、昭和六十年地方公務員共済改正法」に、「又は」を「若しくは」に改め、「年金たる給付」の下に「又は平成二十四年一元化法附則第六十五条の規定による年金たる給付」を加え、同号ヘ中「私立学校教職員共済法及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法の長期給付に関する規定又は私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律」に改め、同号ト中「同法」を「平成十三年統合法」に改め、同条第二項第十一号中「公的年金給付等」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加え、「当該給付」を「当該公的年金給付等」に改め、